

(別紙)

令和4年8月県北豪雨への見舞金の支給等について

1、対象区域

8月3日からの県北地区を中心として発生した集中豪雨により被災し、災害救助法が適用された区域。(村上市、胎内市、岩船郡関川村)

2、対象組合員

上記1の「対象区域」内に住所を有する組合員。

3、対象被害

組合員の所有する住宅等(罹災証明書交付対象の建物)で、床上浸水等の被害を対象とする。

4、被災者の「報告書兼申請書」の提出

上記3の「対象被害」を受けた組合員は、別紙様式「報告書兼申請書」に必要事項を記入のうえ、「罹災証明書」等被災状況を証明する書類を添付して支部に提出する。

なお、「報告書兼申請書」の支部への提出は9月23日(金)迄を目安にご提出ください。

※本部提出〆切を令和4年9月30日(金)としています。

5、見舞金支給額等について(予定)

状況	見舞金額	保険料減免
住宅全壊	3万円	6ヶ月
〃 半壊	〃	3ヶ月
〃 床上浸水	1万円	無し

※なお、上記内容は変更になる場合があります。

6、その他

同一組合員が複数の被害を受けた場合、最も被害の大きい1件を対象とする。